

議第36号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例案

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年三島市
条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第2条中「679,000円」を「670,000円」に改める。

第3条の2を次のように改める。

(退職手当)

第3条の2 教育長が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、そ
の遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職年数（その者が教
育長となった日から退職した日まで引き続いて6月以上在職した場合の在職年
数。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、その者の在職年数が1年未満であるとき、又はその在職
年数に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数
があるときはこれを切り捨てるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、三島市職員
の退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の適用を受ける職員
の例による。この場合において、同条例第11条第2号中「有していた機関」とあ
るのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、教育委員会）」と
する。

第4条中「教育長」を「この条例に定めるもののほか、教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公
布の日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士